

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄																																																																								
<p><b>別表 1. 料金メニュー表</b>  <b>契約種別</b>  <b>I. 定額電灯</b>            (4) 料金            (北海道電力ネットワーク管内)            ロ 電灯料金            (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10 ワットまでの1灯につき</td><td>151円80銭</td></tr> <tr><td>10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき</td><td>286円00銭</td></tr> <tr><td>20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき</td><td>554円40銭</td></tr> <tr><td>40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき</td><td>822円80銭</td></tr> <tr><td>60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき</td><td>1,359円60銭</td></tr> <tr><td>100 ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに</td><td>679円80銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金            小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>485円10銭</td></tr> <tr><td>50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>897円60銭</td></tr> <tr><td>100 ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに</td><td>448円80銭</td></tr> </table> <p>(東北電力ネットワーク管内)            ロ 電灯料金            (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10 ワットまでの1灯につき</td><td>126円81銭</td></tr> <tr><td>10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき</td><td>233円81銭</td></tr> <tr><td>20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき</td><td>447円82銭</td></tr> <tr><td>40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき</td><td>661円83銭</td></tr> <tr><td>60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき</td><td>1,089円85銭</td></tr> <tr><td>100 ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに</td><td>1,089円85銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金            小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>391円79銭</td></tr> <tr><td>50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>724円17銭</td></tr> <tr><td>100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>724円17銭</td></tr> </table>	10 ワットまでの1灯につき	151円80銭	10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	286円00銭	20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	554円40銭	40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	822円80銭	60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,359円60銭	100 ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	679円80銭	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	485円10銭	50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	897円60銭	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	448円80銭	10 ワットまでの1灯につき	126円81銭	10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	233円81銭	20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	447円82銭	40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	661円83銭	60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,089円85銭	100 ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	1,089円85銭	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	391円79銭	50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	724円17銭	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	724円17銭	<p><b>別表 1. 料金メニュー表</b>  <b>契約種別</b>  <b>I. 定額電灯</b>            (4) 料金            (北海道電力ネットワーク管内)            ロ 電灯料金            (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10 ワットまでの1灯につき</td><td>128円61銭</td></tr> <tr><td>10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき</td><td>239円65銭</td></tr> <tr><td>20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき</td><td>461円68銭</td></tr> <tr><td>40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき</td><td>683円74銭</td></tr> <tr><td>60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき</td><td>1,127円83銭</td></tr> <tr><td>100 ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに</td><td>563円92銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金            小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>416円96銭</td></tr> <tr><td>50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>761円32銭</td></tr> <tr><td>100 ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに</td><td>380円66銭</td></tr> </table> <p>(東北電力ネットワーク管内)            ロ 電灯料金            (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10 ワットまでの1灯につき</td><td>118円55銭</td></tr> <tr><td>10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき</td><td>217円25銭</td></tr> <tr><td>20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき</td><td>414円73銭</td></tr> <tr><td>40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき</td><td>612円25銭</td></tr> <tr><td>60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき</td><td>1,007円17銭</td></tr> <tr><td>100 ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに</td><td>1,007円17銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金            小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>367円08銭</td></tr> <tr><td>50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>674円82銭</td></tr> <tr><td>100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>674円82銭</td></tr> </table>	10 ワットまでの1灯につき	128円61銭	10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	239円65銭	20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	461円68銭	40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	683円74銭	60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,127円83銭	100 ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	563円92銭	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	416円96銭	50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	761円32銭	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	380円66銭	10 ワットまでの1灯につき	118円55銭	10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	217円25銭	20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	414円73銭	40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	612円25銭	60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,007円17銭	100 ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	1,007円17銭	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	367円08銭	50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	674円82銭	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	674円82銭	
10 ワットまでの1灯につき	151円80銭																																																																									
10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	286円00銭																																																																									
20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	554円40銭																																																																									
40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	822円80銭																																																																									
60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,359円60銭																																																																									
100 ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	679円80銭																																																																									
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	485円10銭																																																																									
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	897円60銭																																																																									
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	448円80銭																																																																									
10 ワットまでの1灯につき	126円81銭																																																																									
10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	233円81銭																																																																									
20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	447円82銭																																																																									
40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	661円83銭																																																																									
60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,089円85銭																																																																									
100 ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	1,089円85銭																																																																									
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	391円79銭																																																																									
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	724円17銭																																																																									
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	724円17銭																																																																									
10 ワットまでの1灯につき	128円61銭																																																																									
10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	239円65銭																																																																									
20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	461円68銭																																																																									
40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	683円74銭																																																																									
60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,127円83銭																																																																									
100 ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	563円92銭																																																																									
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	416円96銭																																																																									
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	761円32銭																																																																									
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	380円66銭																																																																									
10 ワットまでの1灯につき	118円55銭																																																																									
10 ワットをこえ20 ワットまでの1灯につき	217円25銭																																																																									
20 ワットをこえ40 ワットまでの1灯につき	414円73銭																																																																									
40 ワットをこえ60 ワットまでの1灯につき	612円25銭																																																																									
60 ワットをこえ100 ワットまでの1灯につき	1,007円17銭																																																																									
100 ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	1,007円17銭																																																																									
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	367円08銭																																																																									
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	674円82銭																																																																									
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	674円82銭																																																																									

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄																																				
<p>(東京電力パワーグリッド管内)</p> <p>ロ 電灯料金</p> <p>(イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>101円53銭</td></tr> <tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>153円55銭</td></tr> <tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>257円60銭</td></tr> <tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>361円66銭</td></tr> <tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>569円77銭</td></tr> <tr><td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td><td>569円77銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>245円05銭</td></tr> <tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>398円79銭</td></tr> <tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>398円79銭</td></tr> </table>	10ワットまでの1灯につき	101円53銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	153円55銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	257円60銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	361円66銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	569円77銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	569円77銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	245円05銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	398円79銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	398円79銭	<p>(東京電力パワーグリッド管内)</p> <p>ロ 電灯料金</p> <p>(イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>169円79銭</td></tr> <tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>290円07銭</td></tr> <tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>530円64銭</td></tr> <tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>721円21銭</td></tr> <tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>1,252円35銭</td></tr> <tr><td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,252円35銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>450円84銭</td></tr> <tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>810円37銭</td></tr> <tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>810円37銭</td></tr> </table>	10ワットまでの1灯につき	169円79銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	290円07銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	530円64銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	721円21銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,252円35銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	450円84銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	810円37銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭	
10ワットまでの1灯につき	101円53銭																																					
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	153円55銭																																					
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	257円60銭																																					
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	361円66銭																																					
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	569円77銭																																					
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	569円77銭																																					
50ボルトアンペアまでの1機器につき	245円05銭																																					
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	398円79銭																																					
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	398円79銭																																					
10ワットまでの1灯につき	169円79銭																																					
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	290円07銭																																					
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	530円64銭																																					
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	721円21銭																																					
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,252円35銭																																					
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭																																					
50ボルトアンペアまでの1機器につき	450円84銭																																					
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	810円37銭																																					
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭																																					
<p>(北陸電力送配電管内)</p> <p>ロ 電灯料金</p> <p>(イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>105円32銭</td></tr> <tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>190円84銭</td></tr> <tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>361円88銭</td></tr> <tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>532円92銭</td></tr> <tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>875円01銭</td></tr> <tr><td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td><td>875円01銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>306円55銭</td></tr> <tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>562円50銭</td></tr> <tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>562円50銭</td></tr> </table>	10ワットまでの1灯につき	105円32銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	190円84銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	361円88銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	532円92銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	875円01銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	875円01銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	306円55銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	562円50銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	562円50銭	<p>(北陸電力送配電管内)</p> <p>ロ 電灯料金</p> <p>(イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>106円20銭</td></tr> <tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>192円59銭</td></tr> <tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>365円38銭</td></tr> <tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>538円17銭</td></tr> <tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>833円75銭</td></tr> <tr><td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td><td>833円75銭</td></tr> </table> <p>ハ 小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>309円16銭</td></tr> <tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>567円71銭</td></tr> <tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>567円71銭</td></tr> </table>	10ワットまでの1灯につき	106円20銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	192円59銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	365円38銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	538円17銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	833円75銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	833円75銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	309円16銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	567円71銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	567円71銭	
10ワットまでの1灯につき	105円32銭																																					
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	190円84銭																																					
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	361円88銭																																					
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	532円92銭																																					
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	875円01銭																																					
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	875円01銭																																					
50ボルトアンペアまでの1機器につき	306円55銭																																					
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	562円50銭																																					
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	562円50銭																																					
10ワットまでの1灯につき	106円20銭																																					
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	192円59銭																																					
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	365円38銭																																					
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	538円17銭																																					
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	833円75銭																																					
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	833円75銭																																					
50ボルトアンペアまでの1機器につき	309円16銭																																					
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	567円71銭																																					
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	567円71銭																																					
<p>(中国電力ネットワーク管内)</p> <p>イ 需要家料金</p> <p>需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>1契約につき</td><td>110円00銭</td></tr> </table>	1契約につき	110円00銭	<p>(中国電力ネットワーク管内)</p> <p>イ 需要家料金</p> <p>需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr><td>1契約につき</td><td>104円50銭</td></tr> </table>	1契約につき	104円50銭																																	
1契約につき	110円00銭																																					
1契約につき	104円50銭																																					

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧		新		備考欄
ロ 電灯料金 (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。		ロ 電灯料金 (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。		
10ワットまでの1灯につき	103円40銭	10ワットまでの1灯につき	115円50銭	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	180円40銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	209円47銭	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	334円40銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	397円42銭	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	488円40銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	585円37銭	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	796円40銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	961円26銭	
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	398円20銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	480円70銭	
ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。		ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	350円90銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円73銭	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	589円60銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	668円72銭	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	294円80銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	334円37銭	
(四国電力送配電管内) ロ 電灯料金 (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。		(四国電力送配電管内) ロ 電灯料金 (イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。		
10ワットまでの1灯につき	138円59銭	10ワットまでの1灯につき	137円72銭	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229円89銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228円16銭	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412円46銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	409円02銭	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595円03銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	589円89銭	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	956円12銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	950円62銭	
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	479円56銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	475円31銭	
ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。		ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円70銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	374円11銭	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	643円40銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	638円22銭	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	321円44銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	319円11銭	

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧		新		備考欄
<b>II. 従量電灯</b> <b>II-1. 従量電灯A</b> (4) 料金 (中国電力ネットワーク管内)		<b>II. 従量電灯</b> <b>II-1. 従量電灯A</b> (4) 料金 (中国電力ネットワーク管内)		
電力量料金	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円21銭		
<b>II-2-1. 従量電灯B</b> (4) 料金 (九州電力送配電管内) (ハ)最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。		<b>II-2-1. 従量電灯B</b> (4) 料金 (九州電力送配電管内) (ハ)最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。		
1契約につき		327円57銭		
<b>II-3. 従量電灯C</b> (4) 料金 (中部電力パワーグリッド管内) (ロ)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。		<b>II-3. 従量電灯C</b> (4) 料金 (中部電力パワーグリッド管内) (ロ)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき		21円12銭		
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき		25円54銭		
300キロワット時をこえる1キロワット時につき		28円46銭		
		<b>V 公衆街路灯</b> <b>V-1. 公衆街路灯A</b> (1) 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量が1キロボルトアンペア未満であるものに適用します。ただし、屋間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。 (2) 料金 (北海道電力ネットワーク管内) 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、		

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄																				
	<p>電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 679 1850 715"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>82円50銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 778 1850 979"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>123円11銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>228円65銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>439円68銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>650円74銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>1,072円83銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td>536円42銭</td> </tr> </table> <p>bネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 1337 1850 1465"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>393円86銭</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>721円72銭</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td>360円86銭</td> </tr> </table>	1契約につき	82円50銭	10ワットまでの1灯につき	123円11銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228円65銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	439円68銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	650円74銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,072円83銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	536円42銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	393円86銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	721円72銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	360円86銭	
1契約につき	82円50銭																					
10ワットまでの1灯につき	123円11銭																					
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228円65銭																					
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	439円68銭																					
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	650円74銭																					
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,072円83銭																					
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	536円42銭																					
50ボルトアンペアまでの1機器につき	393円86銭																					
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	721円72銭																					
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	360円86銭																					

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄														
	<p>(東北電力ネットワーク管内)</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 746 1850 778"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>55円00銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 842 1850 1045"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>111円56銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>205円48銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>393円39銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>581円34銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>957円12銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td>957円12銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとしたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p>	1契約につき	55円00銭	10ワットまでの1灯につき	111円56銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	205円48銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	393円39銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	581円34銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	957円12銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	957円12銭	
1契約につき	55円00銭															
10ワットまでの1灯につき	111円56銭															
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	205円48銭															
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	393円39銭															
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	581円34銭															
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	957円12銭															
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	957円12銭															

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄
	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	345 円 63 銭	
	50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	638 円 52 銭	
	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	638 円 52 銭	
	<p>(東京電力パワーグリッド管内)</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金</p> <p>需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p>		
	1 契約につき	49 円 50 銭	
	<p>(ロ)電灯料金</p> <p>a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p>		
	10 ワットまでの1 灯につき	157 円 61 銭	
	10 ワットをこえ20 ワットまでの1 灯につき	271 円 21 銭	
	20 ワットをこえ40 ワットまでの1 灯につき	498 円 40 銭	
	40 ワットをこえ60 ワットまでの1 灯につき	725 円 59 銭	
	60 ワットをこえ100 ワットまでの1 灯につき	1,179 円 98 銭	
	100 ワットをこえる1 灯につき100 ワットまでごとに	1,179 円 98 銭	
	<p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。</p>		
	<p>(ハ)小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p>		

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄														
	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	418円86銭															
	50 ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	750円78銭															
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	750円78銭															
	<p>(中部電力パワーグリッド管内)</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 719 1848 754"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>49円50銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 850 1848 1050"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>85円94銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>135円58銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>234円86銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>334円14銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>532円70銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td>532円70銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p>		1契約につき	49円50銭	10ワットまでの1灯につき	85円94銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	135円58銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	234円86銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	334円14銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	532円70銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	532円70銭	
1契約につき	49円50銭																
10ワットまでの1灯につき	85円94銭																
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	135円58銭																
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	234円86銭																
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	334円14銭																
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	532円70銭																
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	532円70銭																



## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄														
	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	222 円 11 銭															
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	370 円 52 銭															
	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 100 ボルトアンペアまで ごとに	370 円 52 銭															
	<p>(北陸電力送配電管内)</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 751 1848 791"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>53 円 90 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 863 1848 1066"> <tr> <td>10 ワットまでの1 灯につき</td> <td>99 円 22 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき</td> <td>180 円 85 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき</td> <td>344 円 10 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき</td> <td>507 円 34 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき</td> <td>833 円 84 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまでごとに</td> <td>833 円 84 銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p>		1 契約につき	53 円 90 銭	10 ワットまでの1 灯につき	99 円 22 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	180 円 85 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	344 円 10 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	507 円 34 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	833 円 84 銭	100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまでごとに	833 円 84 銭	
1 契約につき	53 円 90 銭																
10 ワットまでの1 灯につき	99 円 22 銭																
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	180 円 85 銭																
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	344 円 10 銭																
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	507 円 34 銭																
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	833 円 84 銭																
100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまでごとに	833 円 84 銭																

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄														
	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	291円68銭															
	50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	537円15銭															
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	537円15銭															
	<p>(関西電力送配電管内)</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 719 1848 751"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>69円30銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 815 1848 1015"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>66円71銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>100円45銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>167円93銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>235円38銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>370円31銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td>370円31銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定しその容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p>		1契約につき	69円30銭	10ワットまでの1灯につき	66円71銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	100円45銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	167円93銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	235円38銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	370円31銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	370円31銭	
1契約につき	69円30銭																
10ワットまでの1灯につき	66円71銭																
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	100円45銭																
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	167円93銭																
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	235円38銭																
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	370円31銭																
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	370円31銭																

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄														
	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	181 円 35 銭															
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	301 円 09 銭															
	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 100 ボルトアンペアまで ごとに	301 円 09 銭															
	<p>(中国電力ネットワーク管内)</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金</p> <p>要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 911 1850 946"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>99 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金</p> <p>a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします</p> <table border="1" data-bbox="994 1010 1850 1211"> <tr> <td>10 ワットまでの1 灯につき</td> <td>110 円 28 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき</td> <td>201 円 77 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき</td> <td>384 円 77 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき</td> <td>567 円 77 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき</td> <td>933 円 76 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ワットをこえる1 灯につき 50 ワットまでごとに</td> <td>466 円 88 銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。</p>		1 契約につき	99 円 00 銭	10 ワットまでの1 灯につき	110 円 28 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	201 円 77 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	384 円 77 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	567 円 77 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	933 円 76 銭	100 ワットをこえる1 灯につき 50 ワットまでごとに	466 円 88 銭	
1 契約につき	99 円 00 銭																
10 ワットまでの1 灯につき	110 円 28 銭																
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	201 円 77 銭																
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	384 円 77 銭																
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	567 円 77 銭																
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	933 円 76 銭																
100 ワットをこえる1 灯につき 50 ワットまでごとに	466 円 88 銭																

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄																				
	<p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 391 1850 523"> <tr> <td>50 ボルトアンペアまでの1 機器につき</td> <td>361 円 33 銭</td> </tr> <tr> <td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき</td> <td>645 円 62 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに</td> <td>322 円 82 銭</td> </tr> </table> <p>(四国電力送配電管内) 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 847 1850 879"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>66 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 978 1850 1177"> <tr> <td>10 ワットまでの1 灯につき</td> <td>134 円 42 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき</td> <td>223 円 76 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき</td> <td>401 円 32 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき</td> <td>578 円 89 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき</td> <td>933 円 02 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ワットをこえる1 灯につき 50 ワットまでごとに</td> <td>466 円 51 銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p>	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	361 円 33 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	645 円 62 銭	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	322 円 82 銭	1 契約につき	66 円 00 銭	10 ワットまでの1 灯につき	134 円 42 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	223 円 76 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	401 円 32 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	578 円 89 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	933 円 02 銭	100 ワットをこえる1 灯につき 50 ワットまでごとに	466 円 51 銭	
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	361 円 33 銭																					
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	645 円 62 銭																					
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	322 円 82 銭																					
1 契約につき	66 円 00 銭																					
10 ワットまでの1 灯につき	134 円 42 銭																					
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	223 円 76 銭																					
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	401 円 32 銭																					
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	578 円 89 銭																					
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	933 円 02 銭																					
100 ワットをこえる1 灯につき 50 ワットまでごとに	466 円 51 銭																					

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄																				
	<p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 391 1850 523"> <tr> <td>50 ボルトアンペアまでの1 機器につき</td> <td>365 円 31 銭</td> </tr> <tr> <td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき</td> <td>625 円 02 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに</td> <td>312 円 51 銭</td> </tr> </table> <p>(九州電力送配電管内) 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 1007 1850 1038"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>49 円 50 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします</p> <table border="1" data-bbox="996 1107 1850 1307"> <tr> <td>10 ワットまでの1 灯につき</td> <td>89 円 70 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき</td> <td>137 円 63 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき</td> <td>233 円 44 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき</td> <td>330 円 35 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき</td> <td>521 円 99 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまでごとに</td> <td>521 円 99 銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用します。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力とします。なお、出力で表示されてい</p>	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	365 円 31 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	625 円 02 銭	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	312 円 51 銭	1 契約につき	49 円 50 銭	10 ワットまでの1 灯につき	89 円 70 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	137 円 63 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	233 円 44 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	330 円 35 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	521 円 99 銭	100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまでごとに	521 円 99 銭	
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	365 円 31 銭																					
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	625 円 02 銭																					
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	312 円 51 銭																					
1 契約につき	49 円 50 銭																					
10 ワットまでの1 灯につき	89 円 70 銭																					
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	137 円 63 銭																					
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	233 円 44 銭																					
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	330 円 35 銭																					
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	521 円 99 銭																					
100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまでごとに	521 円 99 銭																					

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄						
	<p>る場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。</p> <p>(ハ)小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 456 1850 588"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>232円74銭</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>356円58銭</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td>178円84銭</td> </tr> </table> <p>(3) その他 (イ)広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ)その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとします。</p>	50ボルトアンペアまでの1機器につき	232円74銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	356円58銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	178円84銭	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	232円74銭							
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	356円58銭							
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	178円84銭							

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄
	<p><b>V-2.公衆街路灯B</b></p> <p>(1) 適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (イ)契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ)公衆街路灯Aを適用できないこと。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)とします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアとします。</p> <p>(4) 料金 (北海道電力ネットワーク管内) 料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p>	

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄
	契約容量1キロボルトアンペアにつき	349円80銭	
	(ロ)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。		
	1キロワット時につき	34円07銭	
	(ハ)最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。		
	1契約につき	363円33銭	
	(東北電力ネットワーク管内) 料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。 (イ)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。		
	契約容量1キロボルトアンペアにつき	336円60銭	
	(ロ)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。		
	1キロワット時につき	28円81銭	
	(ハ)最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。		
	1契約につき	333円18銭	



## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄										
	<p>(東京電力パワーグリッド管内)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="996 582 1850 619"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>267円74銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="996 683 1850 719"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>30円17銭</td> </tr> </table> <p>(ハ)最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1" data-bbox="996 837 1850 874"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>310円42銭</td> </tr> </table> <p>(中部電力パワーグリッド管内)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="996 1225 1850 1262"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>269円50銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="996 1326 1850 1362"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>20円29銭</td> </tr> </table> <p>(ハ)最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	267円74銭	1キロワット時につき	30円17銭	1契約につき	310円42銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	269円50銭	1キロワット時につき	20円29銭	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	267円74銭											
1キロワット時につき	30円17銭											
1契約につき	310円42銭											
契約容量1キロボルトアンペアにつき	269円50銭											
1キロワット時につき	20円29銭											

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄																
	<p>によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1" data-bbox="994 293 1848 360"> <tr> <td></td> <td>最低月額料金</td> </tr> <tr> <td>1契約につき</td> <td>248円46銭</td> </tr> </table> <p>(北陸電力送配電管内)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="994 751 1848 783"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>280円50銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="994 850 1848 882"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>28円64銭</td> </tr> </table> <p>(ハ)最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1" data-bbox="994 1015 1848 1046"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>280円50銭</td> </tr> </table> <p>(関西電力送配電管内)</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <table border="1" data-bbox="994 1310 1848 1377"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで</td> <td>394円31銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>19円29銭</td> </tr> </table>		最低月額料金	1契約につき	248円46銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円50銭	1キロワット時につき	28円64銭	1契約につき	280円50銭	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	394円31銭	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円29銭	
	最低月額料金																	
1契約につき	248円46銭																	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円50銭																	
1キロワット時につき	28円64銭																	
1契約につき	280円50銭																	
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	394円31銭																
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円29銭																

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄												
	<p>(中国電力ネットワーク管内)</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 646 1850 715"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで</td> <td>680円77銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>31円55銭</td> </tr> </table> <p>(四国電力送配電管内)</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <table border="1" data-bbox="996 973 1850 1042"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td>637円30銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>30円07銭</td> </tr> </table> <p>(九州電力送配電管内)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p>	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	680円77銭	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円55銭	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	637円30銭	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円07銭	
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	680円77銭												
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円55銭												
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	637円30銭												
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円07銭												

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄						
	<p>(イ)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="996 359 1850 391"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>288円74銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="996 454 1850 486"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>17円57銭</td> </tr> </table> <p>(ハ)最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1" data-bbox="996 614 1850 646"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>322円97銭</td> </tr> </table> <p>(5) その他 (イ)広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。 (ロ)その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、九州電力送配電各管内は、従量電灯Cに準ずるものとし、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電各管内は従量電灯Aに準ずるものとし、</p> <p>V-3.公衆街路灯C (1) 適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2) 契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとし、)とします。</p> <p>(3) 料金 (関西電力送配電ネットワーク管内) 料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	288円74銭	1キロワット時につき	17円57銭	1契約につき	322円97銭	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	288円74銭							
1キロワット時につき	17円57銭							
1契約につき	322円97銭							

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新	備考欄								
	<p>イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="1003 427 1848 459"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>383 円 94 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="1003 528 1848 560"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>16 円 65 銭</td> </tr> </table> <p>(中国電力ネットワーク管内) 料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 3 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1107 1848 1139"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>393 円 40 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1208 1848 1240"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>29 円 23 銭</td> </tr> </table> <p>(四国電力送配電管内) 料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(イ)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	383 円 94 銭	1 キロワット時につき	16 円 65 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	393 円 40 銭	1 キロワット時につき	29 円 23 銭	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	383 円 94 銭									
1 キロワット時につき	16 円 65 銭									
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	393 円 40 銭									
1 キロワット時につき	29 円 23 銭									

## 電気需給約款（低圧用）新旧対照表

旧	新		備考欄
	契約容量1キロボルトアンペアにつき	358円60銭	
	(ロ)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。		
	1キロワット時につき	27円35銭	
	(4) その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものとします。		